別紙２

**入札書様式**

（競争加入者本人が入札する場合）

**入　　　札　　　書　（案）**

　　件　　名　　令和７年度文化遺産国際協力コンソーシアム事業委託

　　入札金額　　金　　　　　　　　　　　円也

　消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額

　入札説明書等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

　令和　　年　　月　　日

　文化庁支出負担行為担当官　殿

　　　　　　　　　　　　　　競争加入者

　　　　住　　所

　　　　氏　　名

（代理人が入札する場合）

**入　　　札　　　書　（案）**

　　件　　名　　令和７年度文化遺産国際協力コンソーシアム事業委託

　　入札金額　　金　　　　　　　　　　　円也

　消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額

　入札説明書等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

　令和　　年　　月　　日

　文化庁支出負担行為担当官　殿

　　　　　　　　　　　　　　競争加入者

　　　　住　　所

　　　　 氏　　名

　　　代　理　人

　　　 　　住　　所

　 　　氏　　名

（復代理人が入札する場合）

**入　　　札　　　書　（案）**

　　件　　名　　令和７年度文化遺産国際協力コンソーシアム事業委託

　　入札金額　　金　　　　　　　　　　　円也

　消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額

　入札説明書等を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

　令和　　年　　月　　日

　文化庁支出負担行為担当官　殿

　　　　　　　　　　　　　　競争加入者

　　　　住　　所

　　　　氏　　名

　　 復 代 理 人

　 　住　　所

　 　氏　　名

**委任状様式**

（代理委任状の参考例１:社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合）

**委　　　任　　　状（案）**

令和　　年　　月　　日

　文　化　庁　御中

委任者（競争加入者）

住　　所

会 社 名

代表者名

　　私は、　　　　　　　　を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

　令和　年　月　日公告分の文化庁において行われる「令和７年度文化遺産国際協力コンソーシアム事業委託」の一般競争入札に関する件

（注）　これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

（代理委任状の参考例２:支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合）

**委　　　任　　　状（案）**

令和　　年　　月　　日

文　化　庁　御中

　 　　　　委任者（競争加入者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

会 社 名

　 代表者名

　私は、下記の者を代理人と定め、文化庁との間における下記の一切の権限を委任します。

記

　受任者（代理人）　住　所

会社名

氏　名

委任事項 １　入札及び見積りに関する件

２　契約締結に関する件

３　入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件

４　契約代金の請求及び受領に関する件

５　復代理人の選任に関する件

委任期間 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

（注）　これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

（代理委任状の参考例３:支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合）

**委　　　任　　　状（案）**

令和　　年　　月　　日

　文　化　庁　御中

　 　　　　　　　　委任者（競争加入者の代理人）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

会 社 名

氏　　名

　　私は、　　　を（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

　令和　年　月　日公告分の文化庁において行われる「令和７年度文化遺産国際協力コンソーシアム事業委託」の一般競争入札に関する件

（注）１　この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例２を参照）

　　　２　これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。